

第5次高浜町社会福祉協議会 地域福祉活動計画



第5次高浜町社会福祉協議会
地域福祉活動計画策定委員会

社会福祉法人 高浜町社会福祉協議会

はじめに

今日、経済的困窮や社会的孤立、権利擁護の問題など、公的制度だけでは対応が困難な課題が発生しています。又、コロナ禍により、社会には多くの制約がもたらされ、生活のあり様が大きく変化することとなりました。こうした状況を踏まえ、この度「第5次高浜町社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定しました。

策定にあたりましては、さまざまな分野で活躍されている関係者で構成する策定委員会を設置し、高浜町が策定した「第3期高浜町地域福祉計画」との連携も図りながら、作業を進めて参りました。

今後は、本計画の基本理念であります【みんなでつくろう!!「つながり」で「笑顔あふれる町」たかはま】の実現に向けた活動を、町民の皆様と連携、協働により取り組んで参りますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画策定にご尽力いただきました策定委員会の皆様には心から感謝申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人高浜町社会福祉協議会
会長 一瀬邦生

第5次計画策定を終えて

コロナ禍の中、先行き不透明な昨今ではありますが、今回「第5次高浜町社会福祉協議会地域福祉活動計画」の計画策定にあたっては、第3期高浜町地域福祉計画との連携をとりながら、第4次計画「みんなのつながりプラン」を継承し、更に一步進めるために、各委員の皆様にご協力いただき、第5次高浜町社会福祉協議会地域福祉活動計画「つながり・笑顔プラン」を策定することができました。

この計画をもとに、社会福祉協議会と地域の皆様とが「つながり」を持つことが、「笑顔あふれる町たかはま」の実現に向けての「カギ」になると思しますので、地域の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、本計画策定にご協力いただきました策定委員の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和3年3月

第5次高浜町社会福祉協議会
地域福祉活動計画策定委員会
委員長 堀口幸世

目 次

はじめに

会長あいさつ

第5次高浜町社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定を終えて

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定のねらい	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画の期間	3
1-4 計画策定の体制	3
1-5 計画の構成	3
1-6 高浜町の基本データ	4

第2章 第5次高浜町社会福祉協議会 地域福祉活動計画

2-1 基本理念 【みんなでつくろう!!「つながり」で「笑顔あふれる町」たかはま】	7
2-2 地域福祉活動計画策定の方向性	8
2-3 計画の体系図 目標 1 つながりでみんなが活躍できる地域づくり 目標 2 みんなが役割を持ち支え合うまちづくり 目標 3 安心が生まれる福祉のまちづくり	9 10 13 16
第3章 計画の推進管理・評価 体制について	20

資料編

・ 第5次高浜町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会 設置要綱	21
・ 第5次高浜町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿	22
・ 用語解説	23

第1章 計画の策定にあたって

1-1. 計画策定のねらい

(1) 計画策定の背景

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく地域福祉の推進を総合的かつ計画的に取り組むために、社会福祉協議会（以下「社協」という。）が策定する計画です。

高浜町社協では、平成28年度から5年間を計画期間とする第4次高浜町社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「みんなのつながりプラン」という。）に基づき、【みんなでつくろう!!「つながり」で「笑顔あふれる町」たかはま】を基本理念に、総合的かつ計画的に地域福祉を推進してきました。

この「みんなのつながりプラン」の計画期間が令和2年度をもって満了することから、今後多様化する福祉課題への対応と、現状に即した地域福祉活動を推進するため、令和3年度からの「第5次高浜町社会福祉協議会地域福祉活動計画」の策定が必要となりました。

現在、高浜町を取り巻く環境は、少子高齢化の進展に伴い本格的な人口減少社会が到来し、生産年齢人口の減少による労働力の低下や地域経済規模の縮小、地域コミュニティの維持が危ぶまれる状況も懸念されております。

また、高齢者が高齢者を介護するいわゆる老老介護、介護職の人材不足などの高齢者介護に関する課題や経済的に困窮する状態にある生活困窮・困難者への支援といった課題も依然として存在しています。さらに社会的孤立やひきこもり状態にある人、また、8050問題等、新たな課題も顕在化してきています。

これらの課題に対し、誰もがその人らしく生活を続けていくためには、ご近所や地域住民の理解と協力が不可欠であり、地域内で起きている問題を、我が事として捉えることができる地域づくりや、既存の制度やサービスでは対応が難しい問題を抱えている人や世帯に対し、生活に寄り添った新しい取り組みの開発も必要となっています。

本計画は、基本理念である【みんなでつくろう!!「つながり」で「笑顔あふれる町」たかはま】の実現を目指し、地域住民や多様な関係者・機関と連携・協働し、地域福祉活動を推進するため策定いたします。

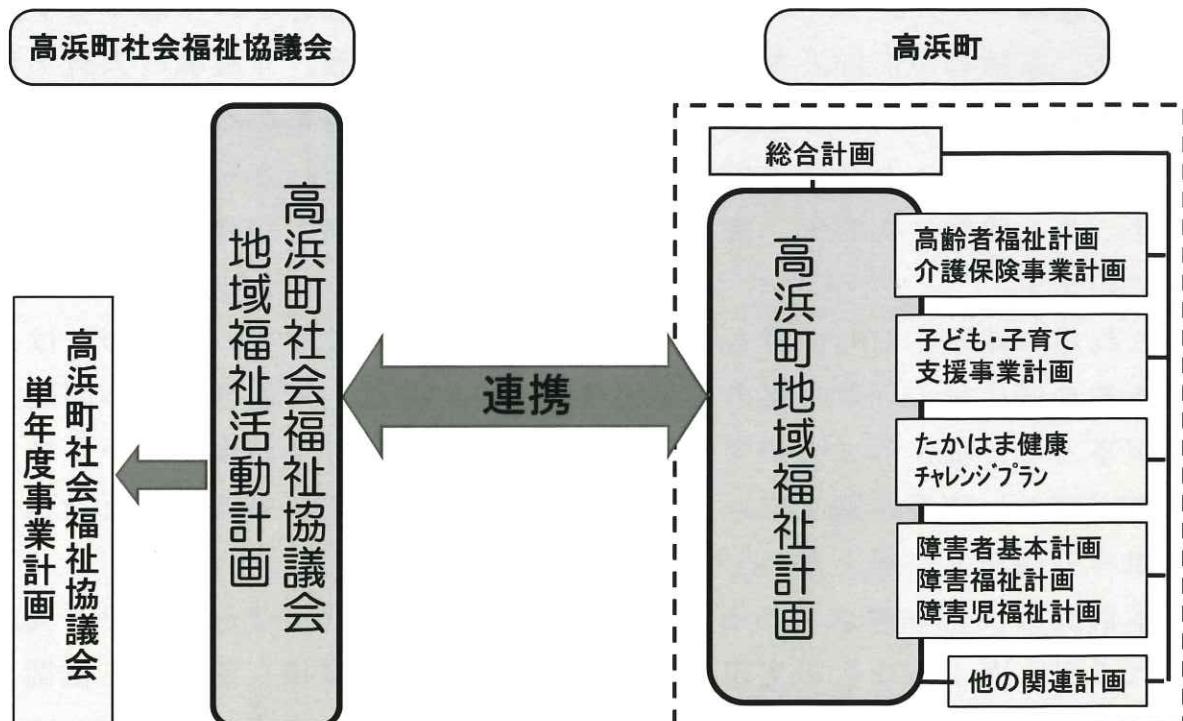
(2) 計画の目的

高浜町社協としての地域福祉推進の基本理念や目標、取り組みの方策や重点的に取り組む内容を示すことで、地域住民や多様な関係者・機関との連携・協働を促進し、住民主体の地域福祉活動を推進することを目的としています。

「地域福祉活動計画」は、行政による「地域福祉計画」と、連携・協働しつつもそれぞれが独立した計画です。特に地域福祉活動計画は、民間独自の先駆的・創造的な役割を發揮し、公的な施策や各種社会福祉制度では対応が難しい問題、又、住民の地域活動・福祉活動だけでは対応が困難な生活課題への総合的・包括的な取り組みを提示することが求められています。

1-2. 計画の位置づけ

本計画は、高浜町が策定する「第3期高浜町地域福祉計画」と相互に連携し、補完、補強しあいながら、地域福祉を推進します。



1－3. 計画の期間

本計画の期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度の5ヵ年とします。なお、期間の中間にあたる令和5(2023)年度には、取り組みの点検・評価を行い、必要に応じて計画を見直すと共に、社会情勢や福祉動向に大きな変化が生じた場合には、的確に対応し、必要に応じた計画の見直しを行います。

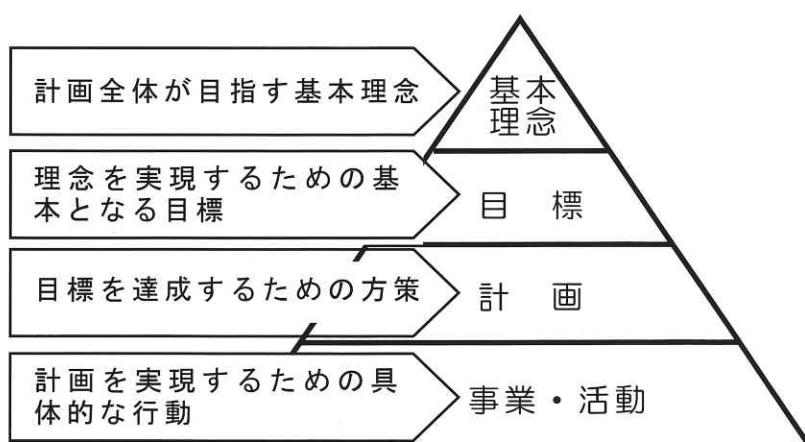
1－4. 計画策定の体制

計画の策定に関する必要な事項を協議するために、民生委員・児童委員、社会福祉法人関係者、行政機関、NPO法人関係者、ボランティア、サービス利用関係者、社会福祉協議会役員により「地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画策定しました。

又、社協職員間の意識統一を図ると共に、計画の策定に関する基本資料の作成、方向性の提案などを行うため、社協事務局職員（主任・管理者）で構成する「高浜町社協事務局内プロジェクトチーム」を設置し、隨時、検討会議を行いました。

1－5. 計画の構成

地域福祉を推進するための基本理念や目標などを示し、地域住民や多様な関係者・機関と連携・協働しながら、住民主体の地域福祉活動を推進していきます。



1－6. 高浜町の基本データ

(1) 高浜町の概要

高浜町は福井県の最西端に位置し、南東はおおい町、西は京都府と境する。南西の飯盛山脈を背にして北は日本海に面する。リアス式海岸の特徴を示す内浦地区には原子力発電所があり、一方、和田地区から高浜町を経て青郷地区に至る8kmは白い砂浜の海岸と松林など変化に富み、ことに夏は関西・中京方面よりの海水浴客でにぎわう。町の西部にある青葉山は標高699mで、その雄姿は若狭富士と呼ばれている。町の70%は山林で、日本海に注ぐ河川の流域に耕地約520haが帯状をなしている。

(高浜町より)

(2) 人口、高齢化率、年少人口率など

【表1】人口、年少人口、老人人口 (過去3年 各年7月末現在)

	総人口	年少人口 (14歳以下)		生産年齢人口 (15~64歳)		老人人口 (65歳以上)	
令和2年	10,240	1,224	12.0%	5,699	55.7%	3,317	32.4%
令和元年	10,401	1,287	12.4%	5,827	56.0%	3,287	31.6%
平成30年	10,497	1,299	12.4%	5,920	56.4%	3,278	31.2%

資料：高浜町より

【表2】地区別人口、地区別世帯数 (過去3年 各年7月末現在)

総人口	総世帯数	高浜地区		和田地区		青郷地区		内浦地区		
		人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	
令和2年	10,240	4,330	4,609	1,978	2,549	1,081	2,451	1,002	631	269
令和元年	10,401	4,314	4,691	1,985	2,570	1,065	2,492	989	648	275
平成30年	10,497	4,305	4,708	1,983	2,580	1,050	2,546	1,001	663	271

資料：高浜町より

【表3】高齢単身者世帯・高齢夫婦世帯数 (過去3回)

一般世帯 世帯数	高齢単身者世帯 (65歳以上)		高齢夫婦世帯 (夫65歳以上、妻60歳以上)		
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	
平成27年	4,191	462	11.0%	493	11.8%
平成22年	4,038	361	8.9%	435	10.8%
平成17年	4,008	288	7.2%	394	9.8%

資料：国勢調査 (H27年)

【表4】高浜町の将来人口及び高齢化率と年少人口率

	総人口	年少人口 (14歳以下)		老人人口 (65歳以上)		(人)
2015年(H27)	10,596	1,369	12.9%	3,172	29.9%	
2020年(R2)	10,047	1,178	11.7%	3,254	32.4%	
2025年	9,494	1,026	10.8%	3,225	34.0%	
2030年	8,923	916	10.3%	3,169	35.5%	
2035年	8,337	820	9.8%	3,050	36.6%	
2040年	7,733	742	9.6%	3,023	39.1%	
2045年	7,126	664	9.3%	2,876	40.4%	

資料：国立社会保障・人口問題研究所（H30年推計）

【表5】介護保険認定者数（過去3年 各年度末現在）

総人数	要支援		要介護					(人)
	1	2	1	2	3	4	5	
令和元年	599	45	99	85	127	90	92	61
平成30年	623	48	119	104	130	87	89	46
平成29年	615	45	121	105	128	75	87	54

資料：高浜町より

【表6】身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 所持者数
(過去3年 各年度末現在)

	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	(人)
令和元年	430	79	59	
平成30年	436	81	54	
平成29年	450	80	51	

資料：高浜町より

【表7】保育所入所児童・小学校児童・中学校生徒数（過去3年 各年度末現在）

	保育所児童数	小学校児童数	中学校生徒数	(人)
平成30年	362	524	281	
平成29年	379	532	309	
平成28年	378	555	331	

資料：高浜町より

第2章 第5次高浜町社会福祉協議会 地域福祉活動計画

2-1. 基本理念

みんなでつくろう!!

「つながり」で「笑顔あふれる町」たかはま

- 第4次高浜町社会福祉協議会地域福祉活動計画の基本理念を継承します。
- 第4次計画では、前節の【みんなでつくろう!!】という「住民主体・みんなが主役」という意識づくりやご近助見守りネットワーク会議を中心とした「つながり」づくりを重点的に推進してきました。
- 第5次計画では、多様な「つながり」により芽吹き始めた地域福祉の芽を大切にし、後節の【「笑顔あふれる町」たかはま】の具現化に取り組みます。

説明

本計画は、子どもからお年寄りまで、障がいの有無に関わらず、みんなで多様な「つながり」をつくり、互いに支え合いながら【「笑顔あふれる町」たかはま】の実現を目指し、取り組んでいくことを基本理念としました。

計画の愛称

つながり・笑顔プラン

説明

町民みんなで多様なつながりをつくり、高浜町が町民の笑顔であふれていくことをイメージし、本計画の愛称として、「つながり・笑顔プラン」と名付けました。

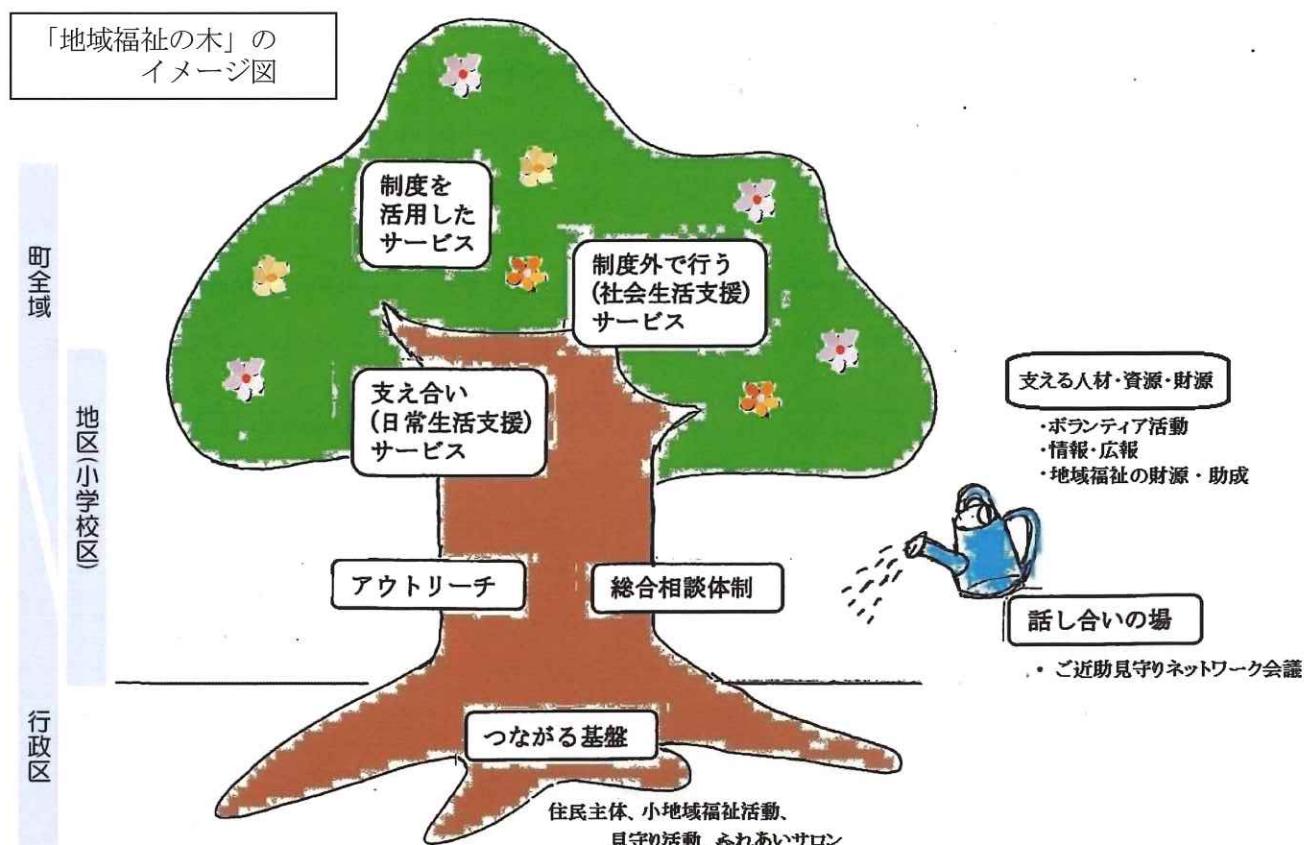
2-2. 地域福祉活動計画策定の方向性

「地域福祉の芽」から「地域福祉の木」へ

高浜町では、人口減少、少子高齢化、世帯の核家族化・単身化がますます進行し、地域における助け合い・支え合いの重要性が増していくと考えられます。本計画では、これまでからの基本理念を受け継ぎながら、多様な「つながり」により芽吹き始めた「地域福祉の芽」が、みんなの協議と協働により大きな「地域福祉の木」として育つように…

『【町民の笑顔の花が咲く木】そんな地域福祉の木が
育つような町づくりをしよう。』

これが本計画を策定する上での基本的な考え方（コンセプト）です。

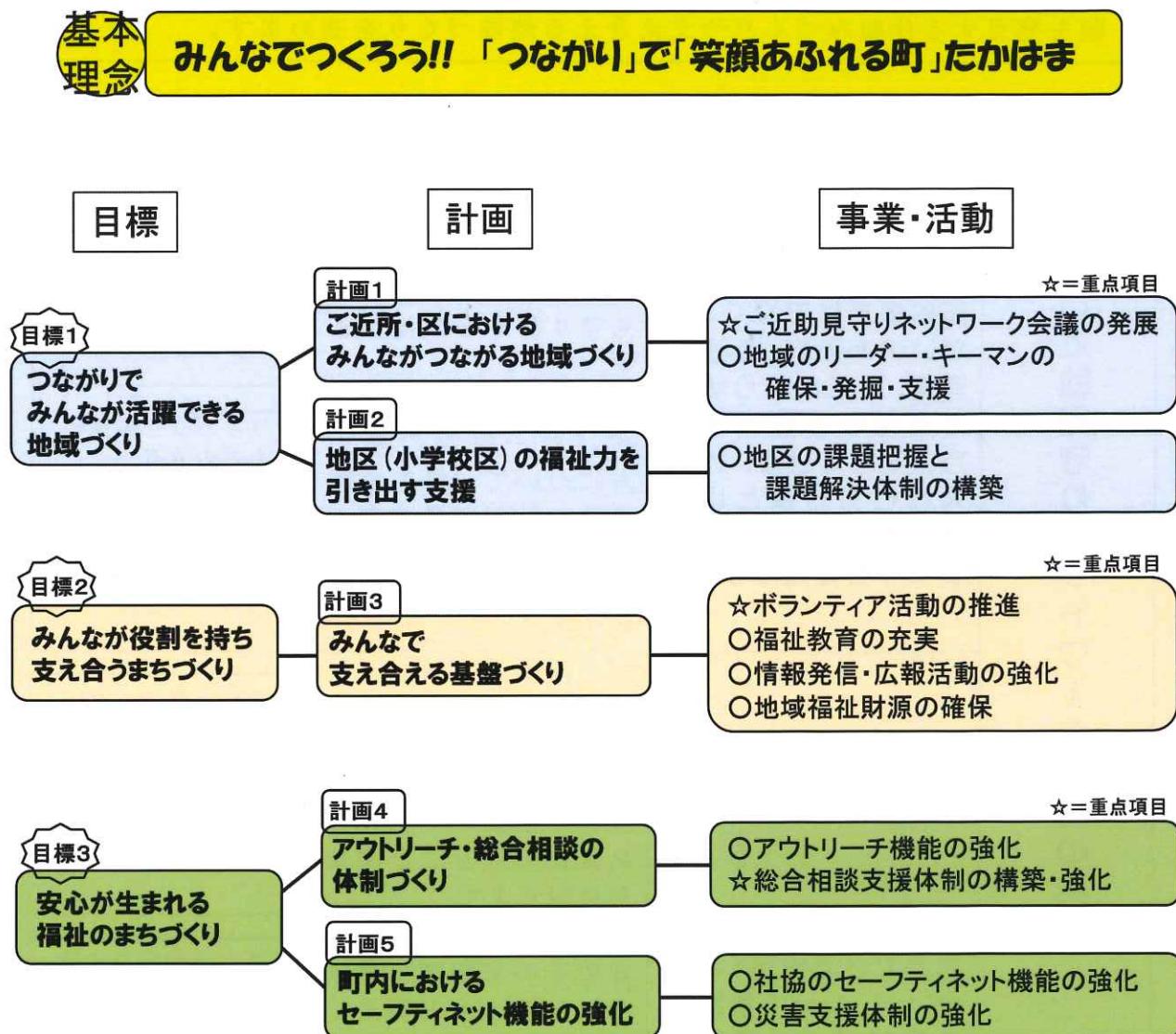


計画策定に係る①～⑤の視点

- ① 「福祉施策」の動向を踏まえた計画策定
- ② 地域福祉活動を実施する「地域（圏域）」を意識した計画策定
- ③ 「高浜町社会福祉施設基本構想」を踏まえた計画策定
- ④ 高浜町社会福祉協議会の長期計画としての計画策定
- ⑤ 高浜町社会福祉協議会職員参画の計画策定

2-3. 計画の体系図

基本理念の実現に向け、3つの「目標」と5つの「計画」のもと「事業・活動」を推進していきます。



目標 1

つながりでみんなが活躍できる
地域づくり

計画 1

ご近所・区におけるみんながつながる地域づくり

ご近所や行政区を単位とする小地域において、みんながつながり生活課題を発見する仕組みづくりや支え合える地域づくりを進めます。

☆=重点項目

事業・活動 (行動)	ねらい	取組内容	スケジュール				
			R3	4	5	6	7
☆ ご近所 見守り ネットワーク会議の 発展	高齢者だけでなく、障がいのある方、生活困窮者、引きこもり状態で支援を必要とする方、子育て世帯、外国人なども対象とした見守りネットワークづくりを推進します。	参加者同士の情報共有と情報の蓄積を図り、見守り活動を強化します。	→ 情報共有、 情報の蓄積(更新)				
		見守り対象者のプライバシー保護の考え方について、参加者間で統一した認識の基、対象者の拡大とネットワークづくりを進めます。	→ プライバシー保護の考え方の共有 → 対象者の拡大と ネットワークづくり				
困りごと に対する 支援体制 づくり	困りごとに対して区内でできる支援(助け合い)について検討する体制づくりを推進します。	区の活動と連携し、見守りや福祉課題について話し合う場づくりを進めると共に、日頃の見守り活動から発見した区民の困りごとの共有を図ります。	→ 話し合う場づくり → 困りごとの共有 → 多様な参加者が会議に出席できるよう働きかけ → 解決に向けた 支援体制づくり				
		困りごとに応じて当事者やその家族等、多様な参加者のもと解決に向けた支援(助け合い)について検討する体制づくりを進めます。	→ 災害時の避難体制等を共有し、災害時を意識した普段の見守りによる関係づくりを進めます。	→ 消防・防災組織との連携 → 普段の見守りによる 関係づくり			



第5次地域福祉活動計画
計画1

事業・活動 (行動)	ねらい	取組内容	スケジュール				
			R3	4	5	6	7
○地域のリーダー・キーマンの確保・発掘・支援	地域活動のキーマンの発掘と地域福祉活動（社協事業）の参画に向けた働きかけを進めます。	地域で活動する団体や活動者に関する情報収集を行なながら、地域活動のキーマンの発掘を進めます。		→	実施		
		発掘されたキーマンについて、地域福祉活動（社協事業）への参画を促し、地域福祉推進の中心となる担い手の育成を推進します。		検討	→	実施	
	地域活動の中心となっているリーダーの活動支援とリーダー（候補）の拡大を図ります。	地域活性化のリーダーとなっている方の地域を良くしたいという強い思いや活動内容をPR・情報発信し、活動が盛んになるよう支援します。		検討	→	実施	
		活動が盛んな団体等において、主体的に活動している人材の支援を通して、リーダー（候補）の拡大を進めます。		検討	→	実施	



ご近助見守りネットワーク会議…

区長、民生委員・児童委員、老人家庭相談員など、地域で活動する方で構成し、地域のマップを使用しながら、気がかりな人・世帯の情報や、個々に持っている地域の問題、課題などの情報を共有し、話し合うことにより、地域での見守り・支え合い体制の基盤づくりに繋げています。又、地域ぐるみで一人ひとりを支えていくためにも、住民同士、地域内の福祉関係者、住民と専門職の繋がりを作ることを目的としています。

第5次地域福祉活動計画
計画2



計画2

地区(小学校区)の福祉力を引き出す支援

地区（小学校区）を単位とする地域において、行政区で対応が困難な生活課題の共有・対応に向け、生活の基盤である地域の福祉力を引き出す支援を進めます。

事業・活動 (行動)	ねらい	取組内容	スケジュール				
			R3	4	5	6	7
○地区の課題把握と課題解決体制の構築	住民参加による自分たちの地域を振り返る機会をつくり、地域活動の活性化を図ります。	地域に根ざした先進的な取り組みを発掘・応援すると共に地域活動の活性化を図ります。	実施				
		先進的な取り組み事例等を全地区に紹介し、地域力の底上げを図ります。		実施			
	地区内の福祉課題を共有し、地区と社協や関係機関が連携し対応を検討する体制を目指します。	4地区ごとに「ご近助見守りネットワーク会議」から持ち上げられた福祉課題を検討する体制づくりを推進します。		実施			
		地区で対応が困難な福祉課題については、地区と社協、行政、関係機関など多様な構成員が連携し、対応を検討する体制を目指します。	検討		実施		

目標2

みんなが役割を持ち
支え合うまちづくり

計画3

みんなで支え合える基盤づくり

町民一人ひとりがお互いの力を認め合い、それぞれが出来ることや良さを活かしながら、みんなで支え合える基盤づくりを進めます。

☆=重点項目

事業・活動 (行動)	ねらい	取組内容	スケジュール				
			R3	4	5	6	7
☆ボランティア活動の推進	ボランティアセンターの機能を充実します。	ボランティアに関する情報を広く町内へ発信し、ボランティア活動への参加を促進します。	→ 広報誌による情報発信と参加促進				
		ボランティアを必要とする人、必要とする団体を把握し、ボランティアの活躍の場を創出します。		→ ニーズの把握			
	ボランティア活動に取り組みやすい環境を整備します。	マスコットキャラクターの活用や専用窓口並びに看板等を設置し、センターを広く町内へPRします。			→ 活躍の場づくり		
		様々なボランティアに関する講座を開催します。	→ ご当地ランティーの活用			→ 専用窓口、看板の設置	
有償やポイント制など多様なボランティアを養成します。	ボランティア同士が交流する機会を提供します。	ボランティア講座、研修の開催	→ ボランティア養成講座、研修の開催				
		ボランティア交流会の開催	→ ボランティア交流会の開催				
		ボランティアルーム(気軽に立ち寄る場)を確保します。	→ ボランティアルームの確保				
		有償やポイント制による支え合い(日常生活支援)サービスの仕組みづくりを進めます。	→ モデル事業の実施				
				→ 有償ボランティアによる事業実施			

第5次地域福祉活動計画
計画3



事業・活動 (行動)	ねらい	取組内容	スケジュール				
			R3	4	5	6	7
○ 福祉教育の充実	若い世代が福祉を学ぶ環境を整備し、福祉意識の向上を図ります。	高浜町福祉教育推進協議会を設置し、子どもを中心に地域で取り組む福祉教育を推進します。					→ 実施
		高齢者や障がいのある方等への理解を促し、共生社会への認識を深めるため、福祉体験学習を推進します。					→ 実施
	講座や研修などを通し、幅広い世代への福祉教育を推進します。	企業や事業所において、福祉に関する学習の機会を創出します。			検討	→ 実施	
		地域において子どもから大人まで、社会資源を交えながら、みんなで福祉に触れ、学ぶことにより地域福祉推進の担い手の育成を推進します。			検討	→ 実施	



子どもを中心に地域で取り組む福祉教育…

幼少期から自分の住む地域やそこで暮らす人々の生活、地域活動に関心を持ち、子どもが自主的に地域・福祉活動を実践することができる取組みや環境が不可欠です。

学校を含む様々な関係機関・団体と地域住民等で構成する協議体を設置し、子どもが中心となり、地域の実情に応じたテーマのもとで、プログラムを企画及び実施し、主にサービスラーニングの手法による福祉教育を進めることを目的としています。

※サービスラーニング…奉仕活動（サービス）と学習活動（ラーニング）の実践を統合させた学習方法。



第5次地域福祉活動計画
計画3

事業・活動 (行動)	ねらい	取組内容	スケジュール				
			R3	4	5	6	7
○情報発信・広報活動の強化	障がい者、高齢者、生活困難者等の必要な人に必要な情報を届け、福祉サービスを適切に受けることができるよう、情報を発信します。	各種制度やサービスの内容、事業者や相談機関等の具体的な情報が、住民、特に情報を得る機会が限られている利用者自身に十分伝わるよう、丁寧な情報発信を行います。					→実施
		些細なことでも相談しやすいよう相談事例（イラストを用いる等）を紹介するツールを作成する等、受け手のニーズに合わせた情報発信を行います。					→検討 実施
	多くの方々が福祉に関心を持ち活動につながるよう、様々な媒体を活用し情報を発信します。	ホームページの運営や社協広報誌・パンフレットの発行等、情報を発信すると共に、インターネット（QRコード等）を活用し、効果的な情報発信を行います。					→実施

事業・活動 (行動)	ねらい	取組内容	スケジュール				
			R3	4	5	6	7
○地域福祉財源の確保	社協と共同募金委員会との協働による地域における共同募金運動の活性化に向けた取り組みを強化します。	「じぶんのまちを良くするしくみ」のPRと共に町内のつながりを絶やさないための活動を支えるため、募金方法を工夫しながら募金の増額に向けた取り組みを進めます。					→実施
	寄付文化の醸成を図ると共に基金助成制度を有効的に運用・活用します。	地域福祉活動への参加方法の一つとして、寄付文化の醸成を図ると共に福祉基金助成制度を、適切な助成により、有効的に運用・活用します。					→実施

目標3

安心が生まれる 福祉のまちづくり

計画4

アウトリーチ・総合相談の体制づくり

制度の狭間や支援につながりにくい生活課題の発見と解決に向け、アウトリーチ機能の強化と、包括的に支援する総合相談支援体制の強化を進めます。

事業・活動 (行動)	ねらい	取組内容	スケジュール				
			R3	4	5	6	7
○アウトリーチ機能の強化	地域で福祉課題・生活課題の把握活動をしている福祉関係者との連携を進めます。	福祉関係者や区役員など地域に関わる方々の困りごとを聞ける場所に出向き連携を図ります。	実施				
		民生委員・児童委員や老人家庭相談員など福祉関係者との情報共有が適時行われる体制をつくります。	検討	実施			
	様々な福祉課題・生活課題を受け止め対応する福祉専門職の確保・育成を進めます。	地区(小学校区)ごとに担当職員を配置すると共に福祉専門職として、質の向上(スキルアップ)を図ります。	実施				
		生活支援コーディネーター業務、地域型在宅介護支援センター業務の受託による専門職の配置を行います。	実施				
	安否訪問や介護サービス等を実施する職員による、地域の福祉課題や見えにくい生活課題の把握に向けたアンテナ機能を強化します。	社協職員として、担当業務を通して、様々な福祉課題・生活課題の発見と問題解決を意識し、必要に応じて社協内外の担当部署と連携していきます。	実施				



第5次地域福祉活動計画
計画4

☆=重点項目

事業・活動 (行動)	ねらい	取組内容	スケジュール					
			R3	4	5	6	7	
☆総合相談支援体制の構築・強化	制度・事業、分野を問わず様々な生活課題に関する相談を受け止められる相談体制を構築・強化します。	利便性に配慮した、相談時間や曜日の設定並びに身近かなところに(巡回)窓口を設置します。	→ 時間外や土日等の窓口開設					
		電話やインターネットを活用し、対面によらない気軽に相談できる環境を整備します。	→ 4地区での窓口開設					
			→ 電話での相談対応					
			→ ホームページ等に相談フォームを整備					
		権利擁護・意思決定の支援をするため地域ぐるみの権利擁護支援の仕組みづくりを進めます。	相談者の状態に合わせ同行支援や代弁並びに継続的に関わり続ける伴走型の相談支援を強化します。	→ 伴走型支援の強化				
			社協職員として、相談を受け止めるという姿勢をもち、様々な生活課題に対応する専門職として、質の向上(スキルアップ)を図ります。	→ 専門職養成の体系づくり				
				→ 体系に基づく人材養成と質の向上				
				→ 仕組みの検討				
			相談に対し個別に対応するだけではなく、問題把握から解決と予防の仕組み作りも含めた対応ができる体制を構築します。	→ 体制の構築				
			継続した支援ができるよう過去の相談経過などの社協内の情報を一元的に管理し、安全で適切な情報共有・管理の体制を構築します。	→ 安全で適切な情報共有・管理体制の検討				
		行政と協議・連携し、権利擁護センター(仮称)の受託や法人後見制度実施に向けた検討をします。	→ 体制の構築					
			→ 法人後見実施の検討					
			→ 権利擁護センター(仮称)の検討					

第5次地域福祉活動計画
計画5



計画5

町内におけるセーフティネット機能の強化

みんなが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、みんなの生活と安全・安心を支えるセーフティネット機能の強化を進めます。

事業・活動 (行動)	ねらい	取組内容	スケジュール				
			R3	4	5	6	7
○社協のセーフティネット機能の強化	困難ケース(既存の制度やサービスでは対応が難しい課題)の解決に向けた組織的な対応を進めます。	社協としての特性を活かし、地域住民、ボランティア、関係機関との連携を図り、生活上の困りごとを適切に把握し、地域づくりの視点に基づき協働による新たなサービスの開発を目指します。	実施				
		緊急的な食糧・衣料品等の提供や資金の貸付等、生活困窮者の自立に向けた支援を拡充します。		実施			
		障がいのある方や引きこもり状態の方等が、自立した社会生活を営むための取り組みを進めます。			検討	実施	
	解決が困難な地域福祉課題に対応した取り組みを進めます。	民間事業者では対応が難しい不採算ケースについて、住み慣れた地域で暮らし続けるため、公的な性格を持つ組織として福祉・介護サービスの提供を進めます。		実施			
		公的な課題については、必要に応じ行政機関に働きかけを行います。			実施		



第5次地域福祉活動計画
計画5

事業・活動 (行動)	ねらい	取組内容	スケジュール				
			R3	4	5	6	7
○災害支援体制の強化	災害時におけるボランティア体制を整備・強化します。	社協職員が災害ボランティアセンター運営マニュアルを把握し、災害時に迅速かつ効率的な運営ができるよう適時、設置訓練を実施し、職員の災害時への意識を高めます。	→ 実施				
		高浜町災害ボランティアセンター連絡会等と連携し、災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直しを適時行います。	→ 実施				
	災害時における支援体制を整備・強化します。	福祉避難所として、災害時に緊急受入対応ができるよう備蓄品を確保します。 行政や関係機関に協力し、災害時に支援の必要な方々を支援する仕組みづくりに協力します。	→ 実施				



災害ボランティアセンター…

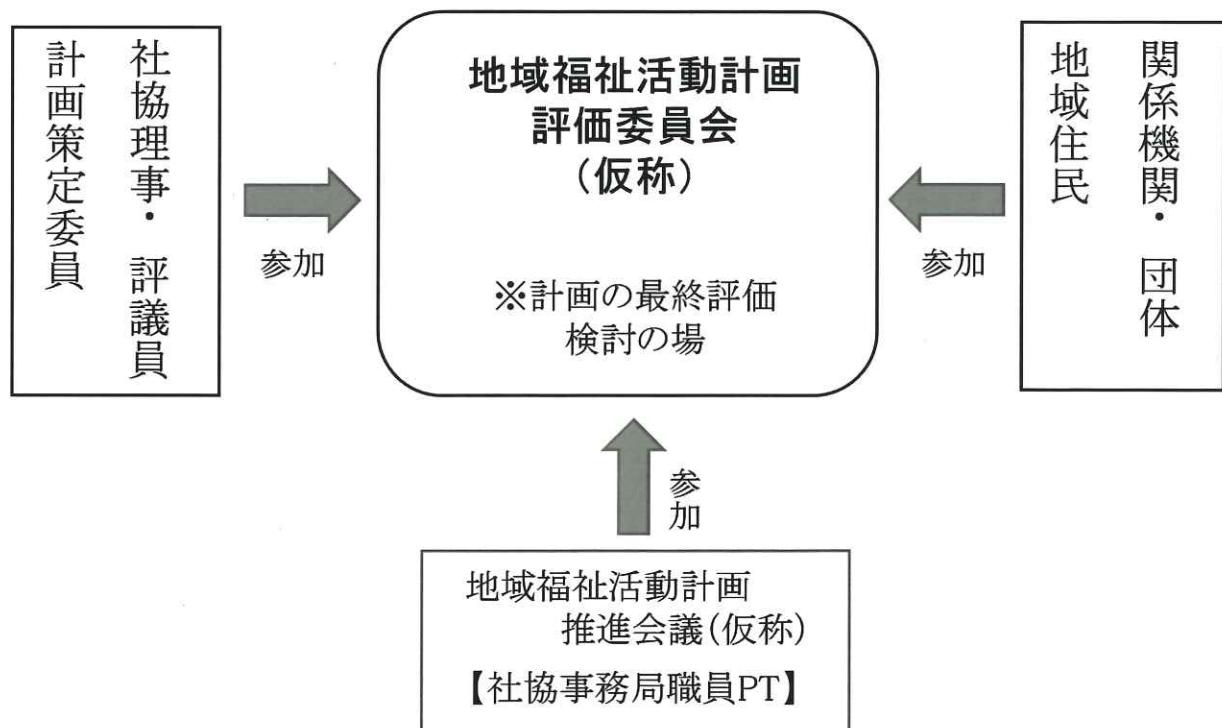
災害ボランティアの活動を円滑に進めるための被災地に設置される拠点になります。被災した地域の社会福祉協議会が中心となり、ボランティア活動に関わっている関係団体などと一緒に業務を行うことが一般的です。災害ボランティアセンターは災害時にのみ臨時に設立することもありますし、平常時から災害ボランティアセンターが存在しており、平常時には防災訓練や防災の啓蒙活動などをしている場合もあります。

第3章 計画の推進管理・評価 体制について

計画を着実に推進していくためには、進行状況の管理と事業の評価を行うことが大切です。そのため、計画の推進主体である高浜町社協自らが、中間年度に進捗状況の確認（推進管理・内部評価）を行い、最終年度には、地域住民や福祉関係団体、計画策定委員会、社協理事会・評議員会等で構成する「地域福祉活動計画評価委員会（仮称）」を設置し、「達成度・実績・成果」、「課題」、「今後の方向性」等について、最終評価（外部評価）を行います。

また、高浜町社協において各事業・業務が計画に沿った内容になるよう社協事務局職員によるプロジェクトチーム（PT）を設置し、定期的に「地域福祉活動計画推進会議（仮称）」を開催します。

計画の推進管理・評価 体制図



資料編

第5次高浜町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会 設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人高浜町社会福祉協議会(以下「高浜町社協」という。)が地域福祉活動を計画的に推進することを目的とした「第5次高浜町社会福祉協議会地域福祉活動計画」(以下「活動計画」という。)の策定のため、地域福祉活動計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 策定委員会は、会長の諮問に応じ、活動計画の策定に関し必要な事項を協議し、答申する。

(組織及び委員の任期)

第3条 策定委員会は、7名以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから高浜町社協会長が委嘱する。

- (1)福祉に関する法人及び団体
- (2)行政機関
- (3)NPO 法人
- (4)ボランティア団体・活動者
- (5)サービス利用関係者
- (6)その他会長が必要と認める者

2 策定委員会には、委員長及び副委員長各1名を置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事項を完了するまでとする。

(会議)

第4条 策定委員会は必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 第1回委員会の会議の招集は、前項にかかわらず、高浜町社協会長が行う。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の参加を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 策定委員会の事務局は、高浜町社会福祉協議会内に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

- 1. この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

第5次 高浜町社会福祉協議会
地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

No.	区分	所属機関	役職名	氏名	備考
(1)	社会福祉法人	社会福祉協議会 理事会	副会長	堀口 幸世	委員長
(2)	福祉関係団体	民生委員児童委員 協議会	会長	坪内 勝	
(3)	社会福祉法人	友興会 高浜けいあいの里	施設長	松山 和美	副委員長
(4)	行政機関	高浜町保健福祉課 福祉グループ	主査	山崎 徹	
(5)	NPO法人	おひさま	理事長	小島 真弓	
(6)	ボランティア 団体・活動者	いつきゅうさん		藤崎 明伸	
(7)	サービス利用 関係者	介護者		田中 理恵	

※所属機関・役職名は就任当時のものです。

地域福祉活動計画策定委員会 事務局名簿

No.	区分	所属機関	役職名	氏名	備考
(1)	事務局	社会福祉協議会 事務局	事務局長	河牧 剛	
(2)			事務局次長	田淵 誉	社会福祉士 精神保健福祉士
(3)		(緑ヶ丘事務所)	所長	中嶋 知佐子	介護福祉士 主任介護支援専門員

用語解説

アウトリーチ

機関や施設などでクライアント（サービス利用者等）が相談に来るのを待つのではなく、援助者自身が出向いて相談援助等にあたること。福祉課題があるにもかかわらず、ニーズを認識していなかったり、相談に行くのをためらったりなど、接触に困難な人々に対して、援助者が積極的に出向いて生活課題の解決に向け援助する方法。

共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある方々等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のこと。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会をいう。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な状態にある人に代わり、援助者が代理としてその権利の行使やニーズの表明を行うこと。

セーフティーネット

一般的には「安全網」と訳され、万が一を防止する救済策を張ることで、人々の暮らしに対して安心を提供し、かつ、万が一の時は人々を救済する仕組み。誰もが安心・安全に暮らせる多層的・多元的な生活支援の機能・仕組みをいう。

8050問題

80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題のこと。長期化した引きこもりに関する社会問題であり、子の引きこもりが長期化すれば親も高齢となり、収入に関してや介護に関してなどの問題が発生するようになる。

ひきこもり

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、原則的には6か月以上にわたって自宅にとどまり続けている状態をいう。

福祉避難所

介護の必要な高齢者や障がい者など一般の避難所では生活に支障を来す方に対し、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したトイレ、手すりやスロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。

老老介護

65歳以上の高齢者が自分と同じ65歳以上の高齢者を介護している状態のこと。同世代の夫婦の間だけでなく親子や兄弟の間など様々な間柄で生じている。老老介護の割合は在宅介護を行う世帯で年々増加しており、高齢化社会における大きな問題となっている。

第5次高浜町社会福祉協議会
地域福祉活動計画

令和3年3月
発行:社会福祉法人 高浜町社会福祉協議会

和田事務所

〒919-2201

福井県大飯郡高浜町和田 117-68

TEL(0770)72-2411

FAX(0770)72-2422

緑ヶ丘事務所

〒919-2372

福井県大飯郡高浜町緑ヶ丘 1-1-1

TEL(0770)72-2480

FAX(0770)72-3491

